

令和2年度 社会福祉法人邑楽町社会福祉協議会 事業計画

1/ 基本方針

内閣府が2月17日に発表した最新の国民所得統計は、実質国内総生産（GDP）は前期比マイナス1.6%、年利換算でマイナス6.3%と言う数字になった。

これは、中国とアメリカを軸とした国際関係の悪化や度重なる台風被害などの自然災害を始め、消費税率が10%にアップした影響が色濃く反映している。しかし、この数字は昨年末から問題化した“新型コロナウィルス感染”の影響を反映しておらず、今後は更なる経済の悪化が予測される。

これらを受け、国内の社会の格差の拡大は更に度合いを増しており、生活保護世帯の増加傾向は変わることなく推移している。また、生活安定の要である社会保障の改革も進まず、著しい高齢化とあいまってその費用は110兆円を超えるまでに至っている。今後も少子高齢社会の更なる進行で生活難民と言われる人々や要介護者の増加、そして孤立社会、無縁社会の言葉に示されるように、生活の支援を受けにくい人々は増加し続けていくことから諸問題の深刻化は避けられないだろう。

現在、邑楽町において進められている「生活支援体制整備事業」の協議体形成は第1層、2層ともにそれぞれが実践的な新たな取り組みを始める段階となったが、共生社会実現との関連では、町民がそれぞれの立場で知恵を出し合って支え合う町づくりを進めることなどが強く求められている。具体的には地域福祉の担い手として身近な地域で互いに支えあう関係を改めて構築することが必要である。それは、同時に近年多発する災害時の助けあい関係の構築にも繋がって行くものと考える。

本会は厳しい財政状況のもと努力と工夫を重ね、住民が安心して暮らせる町づくりを目指して、引き続き様々な事業を継続するとともに、生活困窮者自立支援の取り組みの他、日常生活自立支援事業の新たな取り組みを行うなど、支え合える体制づくりを推進していく。

2/ 重点目標

- ① 住民の参加、支えあい活動の構築。共生社会への取組強化
- ② 福祉ニーズの把握と社会資源の発掘
- ③ 多様なボランティア活動の育成、充実、強化
- ④ 地域福祉活動及び在宅福祉サービスの総合的推進
- ⑤ 人権及び福祉教育の推進と研修機会の拡充
- ⑥ 財政基盤強化と健全化
- ⑦ 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施と権利擁護事業の研究及び啓発と普及
- ⑧ 介護保険サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施と地域包括ケア事業の推進
- ⑨ 障がい者福祉サービスの充実
- ⑩ ふれあい地域づくり事業の推進強化
- ⑪ 生活困窮者自立相談支援事業の実施
- ⑫ 各種団体への支援強化と新しい活動スタイルの模索
- ⑬ 災害時における事業体制の整備
- ⑭ 民生委員との連携体制の確立

⑯ 地域福祉活動計画の事業の推進と見直し作業への取組

3/ 実施事業

- (1) 地域住民の自発的な福祉活動への参加、共生社会への取組
 - ア、社協支部活動の推進 イ、共同募金、歳末たすけあい運動推進
 - ウ、支えあい活動の推進 エ、環境美化活動の推進
 - オ、第1層及び第2層協議体への運営協力 カ、虹いろカフェ運営支援
- (2) 福祉教育の推進と生活能力の向上
 - ア、福祉総合講座の開講 イ、福祉教育フォローアップ事業の実施
- (3) 福祉ニーズの把握と社会資源の発掘、活用
 - ア、調査活動の実施 イ、関係機関・関係団体との連携強化
- (4) 広報・啓発活動の充実
 - ア、機関紙「私たちの福祉」年6回発行 イ、邑多福まつり開催
 - ウ、ホームページの充実・強化による広報活動充実強化
- (5) ボランティアセンター事業の推進
 - ア、各種入門講座の開講 イ、ボランティアの発掘育成
 - ウ、ボランティアサークルへの指導、援助、助成
 - エ、福祉バザーの開催、活動資金確保支援
 - オ、個人ボランティアの相談、発掘、支援 カ、ボランティア情報の発信
- (6) 地域福祉活動の推進
 - (老人福祉)
 - ア、老人クラブの支援及び指導、育成 イ、在宅ねたきりや独居等要援護高齢者の支援
 - ウ、健康教室（いきいきダンスパーティー）の開催
 - エ、その他生きがい対策等の実施
 - (障がい者福祉)
 - ア、邑楽町心身障がい児者療育父母の会等への支援
 - イ、親睦旅行、集い等交流事業の推進 ウ、福祉レクリエーション大会の実施
 - エ、日常生活用具などの貸与、その他必要な事業
 - (母子、父子家庭等福祉)
 - ア、母子寡婦会活動の協力 イ、母子・寡婦福祉資金制度及び簡易共済制度の活用指導
 - ウ、片親家庭等の激励事業及び交流事業の協力
 - (児童福祉)
 - ア、児童の健全育成活動等の協力 イ、子どもまつり等への協力
 - ウ、学童保育所等支援事業の実施
 - (低所得者等福祉)
 - ア、生活福祉資金の活用、指導 イ、小口生活貸付金の運営
 - ウ、緊急援護事業の実施 エ、給食サービスの実施
 - (戦没者遺家族等の福祉)
 - オ、生活困窮者自立相談支援事業の実施

- ア、戦没者追悼式の協力
(介護保険事業及び在宅福祉サービス)
- ア、訪問入浴介護事業の実施
ウ、デイサービス事業の実施
オ、自立支援事業の実施
カ、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）設置と総合事業の推進
(権利擁護事業)
- ア、法人後見の研究
事業) の実施
(相談活動の充実)
- ア、総合ふくし相談の運営
(ネットワーク体制の確立)
- ア、町内社会福祉法人との連携
ウ、地域福祉相談員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）の設置
(施設等の管理運営)
- ア、邑楽町福祉センター寿荘の運営
イ、邑楽町地域活動支援センターの運営
ウ、邑楽町高齢者活力センターの運営
(その他の事業)
- ア、保護司会、更生保護女性会事業の協力と社会を明るくする運動の実施協力
イ、災害ボランティアの育成と災害時対応力の強化
ウ、買い物支援事業の研究、調整
エ、群馬県共同募金会邑楽町支会の運営
オ、地域福祉活動計画の推進と見直し作業への取組
カ、その他本会目的達成のために必要な事業

指定管理運営事業の方針

1/ 邑楽町福祉センター寿荘

「教養と娯楽の施設」の性格に加えて、介護予防の観点を備えた会館運営を行う。また、利用の少ない前期高齢者の活動定着を促進する。

- ・生きがいをより充実できるように、各種教室の開催及び親睦事業の実施
- ・教養を深めるための講座実施
- ・健康を増進するための事業実施
- ・みちくさの広場の実施

2/ 邑楽町地域活動支援センター

就労や社会生活の自立を最終的な目標に据えながら、能力に応じた作業を実施し、充実した一日を過ごす。

- ・日常の基本的生活習慣を身につける
- ・仲間や職員との人間関係を学ぶ

- ・就労能力を高める
- ・独自の業務開拓と、安定就業の確立（クッキーづくりなどの強化）

3/ 邑楽町高齢者活力センター

高齢者の能力を活用しながら、生きがいづくりと社会貢献ができるよう運営する

- ・60歳代の若い会員を増やす
- ・地域の高齢者の就労機会を拡充する
- ・安全就業を徹底し、無事故を目指す
- ・就業の機会均等を目指す

介護保険事業に対する方針

1/ 基本方針（共通方針）

本会は、社会福祉法（昭和26年3月29日法第45）の第109条に定める団体として、同法の理念に基づき地域福祉の推進を目的としている。その実現にあたっては在宅福祉サービスに積極的に取り組むことが重要であると考える。従って、町内の住民が、傷病など何らかの生活上の障がいにより生活することが困難な場合に、その解決または軽減などを目的として援護することとする。

以上の点から、積極的に介護保険の事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を取り組むため基本方針を次に定める。

- ① 公共的立場にある本会の性格を鑑み、すべての人に平等に接すること
- ② 法の理念に基づき、サービスの質・量ともに過不足なく提供し得るように心がけること
- ③ 利用者の生命を大切にし、安全確保に十分な配慮をおこなうこと
- ④ 利用者の思い、考え方を尊重し、利用者本位の自立支援に努めること
- ⑤ サービスの提供にあたり、家族や関係者との連携を密にし、効果的なサービスが提供できるよう心がけること
- ⑥ 個人情報の保護並びに守秘義務を徹底すること
- ⑦ 個人の財産、権利などの保護、保全に努めること
- ⑧ 住民の負担を抑えるため、割引可能なサービスにあっては届けを提出の上、割引を行うこと

2/ 居宅介護支援事業

本会は、介護保険法第69条の2項に定める登録を行った介護支援専門員の確保に努め、住民にとって必要な介護支援事業を積極的に行う。尚、事業方針を次のように定める

- ①配置する介護支援専門員の人数と担うべき職務の状況を鑑み、担当する利用者の数を適正な範囲に収める
- ②利用者の要望に対し真摯に対応し、かつ迅速に応えるようにする
- ③書類の作成や記録については、法令で定められた手続きを遵守する
- ④緊急の場合、営業日以外であっても速やかに必要な措置を行う
- ⑤介護支援専門員の実務研修や更新に必要な専門研修など積極的に参加させる。また、必要に応じその他有効な研修を受けさせるようにする

3/ 訪問介護事業

介護保険法に定める「訪問介護事業」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」、障害者総合支援法に定める「居宅介護」においては、必要で有効なサービスを提供する。その際、利用者が何を求めているか、何をすべきかを十分に把握したうえで、利用者同意のもとサービスを提供する。

- ① 介護支援専門員の作成する居宅介護サービス計画書に基づき、また、利用者及びその介護者等から十分な情報を得た上で、訪問介護サービス計画書を作成し、それに基づきサービスを提供する
- ② 利用者からの無理な要望にみだりに対応することなく、適正なサービスを提供する
- ③ 定められた時間の範囲内で最大限のサービス効果を生むよう、充実したサービスの提供をする
- ④ 研修をヘルパー能力の充実強化に必要なものとして位置づけ、少なくとも年に2回以上の研修の機会を確保する。また、介護福祉士の資格を得ていない者については、速やかに資格取得を行うよう指導する。なお、少なくとも基礎研修を受けさせるようにする
- ⑤ ヘルパー同士の交流や情報交換など積極的に位置づけ、会議などを開催する

4/ 訪問入浴介護事業

介護保険法に定める「訪問入浴介護事業」「介護予防訪問入浴介護事業」において必要なサービスを提供する。サービスの提供にあたっては、あたたかく和やかな雰囲気の中で安心して入浴を楽しんでもらえるよう心がける。

- ① 入浴の提供に際しては、健康チェックなど利用者の体調の把握を十分に行い、徹底的に事故の防止に努める
- ② 入浴の提供に際しては、入浴後も異変がないかきちんと確認してから次の行動に移るようにする
- ③ 室内に浴槽を設置するときは、水漏れ事故が起きないように器具や接続部の点検をきちんと行う
- ④ 割引制度を継続する（1割引き）

5/ 通所介護事業

介護保険法に定める「地域密着型通所介護事業」「介護予防・日常生活支援総合事業」並びに障害者総合支援法に定める「基準該当生活介護事業」において必要なサービスを提供する。要介護者の身体状況の改善はもとより、要支援者の介護予防にも十分な対応を行う。

- ① サービスの提供にあたっては、介護支援専門員の作成する「居宅サービス計画書」に基づき整合性を保つとともに、利用者や介護者の要望を反映できるよう心がける
- ② 入浴の提供に際しては、健康チェックなど利用者の体調把握を十分に行い、徹底的に事故の防止に努める
- ③ レクリエーションはマンネリ化を防止し、能力維持のために相応しい内容を心がけ、常に新しい視点で取り組むようにする
- ④ 介護者に対し、施設内での様子が伝わるよう記録や報告書を作成し、報告を怠ることがないようにする
- ⑤ 食事代等については、可能な限り費用を抑えて安価で提供できるよう努力する